

笠松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

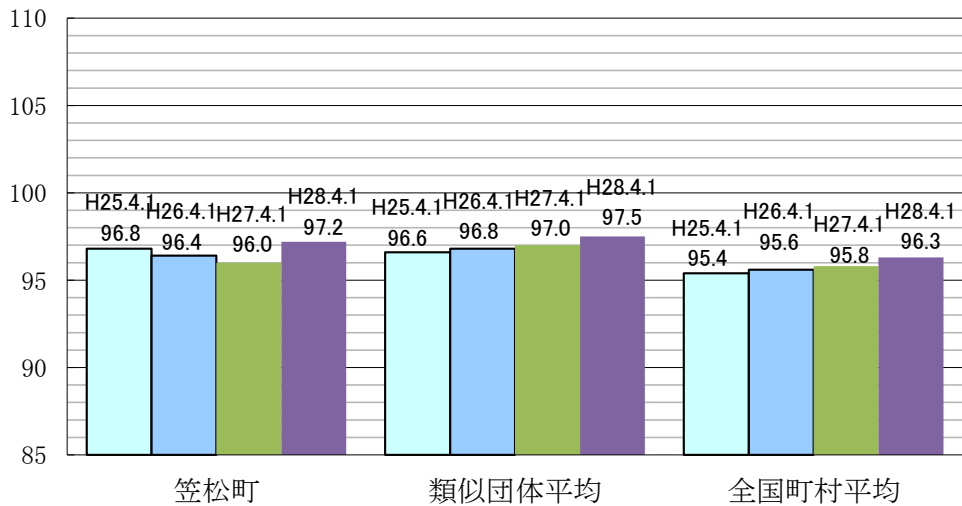
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成28年1月1日)	A		B	B/A	平成26年度の人件費率
27年度	人 22,550	千円 7,104,596	千円 587,687	千円 872,713	% 12.3	% 12.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 113	千円 364,057	千円 55,786	千円 141,732	千円 561,575	千円 4,970	千円 5,762

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告 (改定率)		
28年度	—	—	—	—	0.21%	0.17%

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の 年間支給月数
	民間の 支給割合	公務員の 支給月数	較差	勧告 (改定月数)		
28年度	—	—	—	—	4.30月	4.30月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年度～平成29年度）

①給料表の見直し

〔給料表の改定実施時期〕 平成27年4月1日

〔内容〕 一般行政職及び医療職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当額について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠松町	39.3 歳	289,500 円	328,217 円	311,551 円
岐阜県	42.4 歳	332,159 円	406,036 円	367,574 円
国	43.6 歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	41.7 歳	309,814 円	374,408 円	343,774 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
笠松町	62.9 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	62.9 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	*
岐阜県	47.4 歳	136 人	298,904 円	341,067 円	316,734 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	- 円	329,358 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	50.5 歳	10 人	298,826 円	329,060 円	318,116 円	-	- 歳	- 円	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
笠松町	* 円	- 円	-
うち用務員	* 円	- 円	-

※在職者が1名の平均給与月額欄は、個人情報保護のため*で表示する。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25年～27年の3年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		笠 松 町	岐 阜 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	186,800 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	151,800 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	149,500 円	- 円
	中 学 卒	134,000 円	140,500 円	- 円
医療職(保健師)	大 学 卒	206,300 円	- 円	- 円
	短大3 卒	194,200 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区分	経験年数10年		経験年数20年		経験年数25年		経験年数30年	
	大学卒	円	大学卒	円	大学卒	円	大学卒	円
一般行政職	大学卒	245,930	大学卒	351,100	大学卒	390,500	大学卒	427,400
	高校卒	219,800	高校卒	—	高校卒	352,300	高校卒	382,300

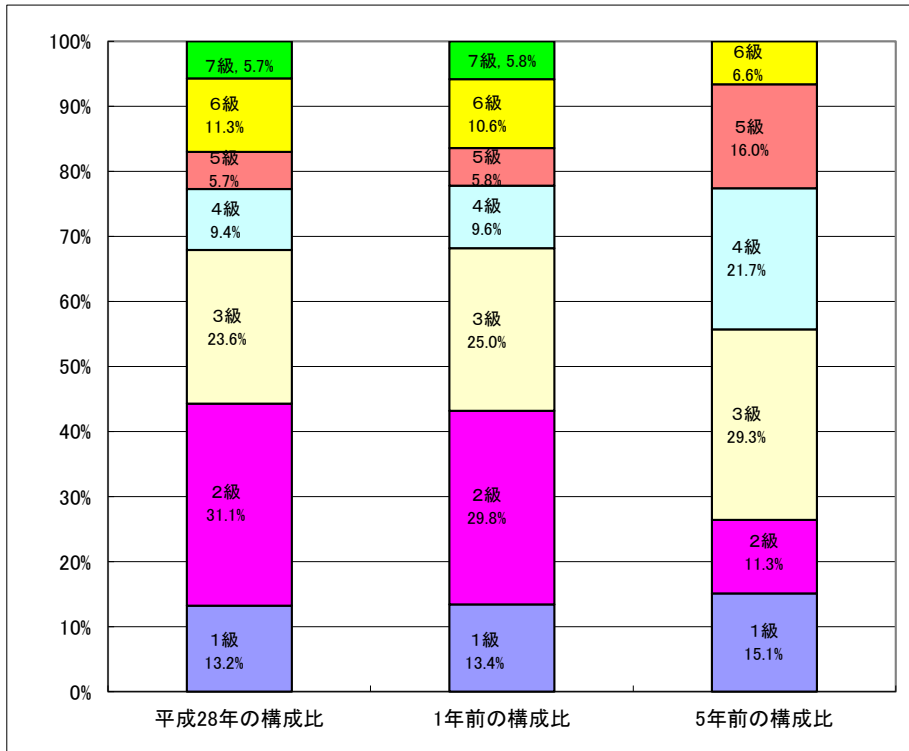
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	会計管理者・部長・参与	6人	5.7%	361,300円	443,700円
6級	課長・参事・所長	12人	11.3%	317,000円	409,000円
5級	主幹	6人	5.7%	286,200円	391,800円
4級	副主幹・主任技術主査	10人	9.4%	259,900円	379,800円
3級	主査・技術主査	25人	23.6%	226,400円	348,800円
2級	主任・主任技師	33人	31.1%	190,200円	303,000円
1級	主事・技師	14人	13.2%	140,100円	246,100円

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成24年に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用	笠松町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位および下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠 松 町	岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,309 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,640 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 管理職加算 39,600円～58,100円 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 15%、25% 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%～25% 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成28年度中における運用	笠松町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位および下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

笠 松 町	国
(支給率) 自己都合 定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 なし	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 - 千円 21,217千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	533 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	266,050 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	1.57 %			
手当の種類(手当数)	5種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護等	0 千円	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	0 千円	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	43 千円	1回300円
火葬手当	死体の火葬作業に従事する職員	火葬作業	407 千円	1回1,700円
	獣畜死体等の火葬作業に従事する職員	火葬作業	83 千円	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	21,322 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	242 千円
支給実績(平成26年度決算)	22,128 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	254 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		10,105 千円	210,521 円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員の家賃額に対応して支給 月額27,000円以内	同じ		5,562 千円	292,737 円
通勤手当	交通機関など利用者 運賃相当額に応じ 月額55,000円まで 自動車など使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円～31,600円	同じ		4,844 千円	48,929 円
管理職手当	主幹級以上の管理職員に役職に応じて支給 39,600円～58,100円	異なる	支給される金額	15,329 千円	567,748 円
休日勤務手当	祝日や年末年始の休日の勤務に対して支給 勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35	同じ		53 千円	10,531 円
宿日直手当	宿日直勤務に対して支給 1回4,200円	同じ		4,599 千円	58,215 円
管理職員特別勤務手当	主幹級以上の管理職員の時間外勤務に対して支給 週休日・祝日・年末年始 1回12,000円(6時間以上18,000円) 平日午前0時から午前5時まで 1回6,000円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区分	給料		月額		等
	給料	料	額	等	
給料	町長	729,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	625,500	円	920,000 円/	585,600 円
	議 長	300,000	円	499,000 円/	227,000 円
報酬	副 議 長	260,000	円	430,000 円/	182,000 円
	議 員	240,000	円	400,000 円/	157,000 円
	町 長	(平成28年度支給割合)			
期末手当	副 町 長	4.20	月分		
	議 長	(平成28年度支給割合)			
退職手当	副 議 長	4.20	月分		
	議 員	(算定方式)			
退職手当	町 長	退職時給料月額×100分の500×4年	(1期の手当額)	14,580,000 円	(支給時期) 退職時
	副 町 長	退職時給料月額×100分の300×4年		7,506,000 円	退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

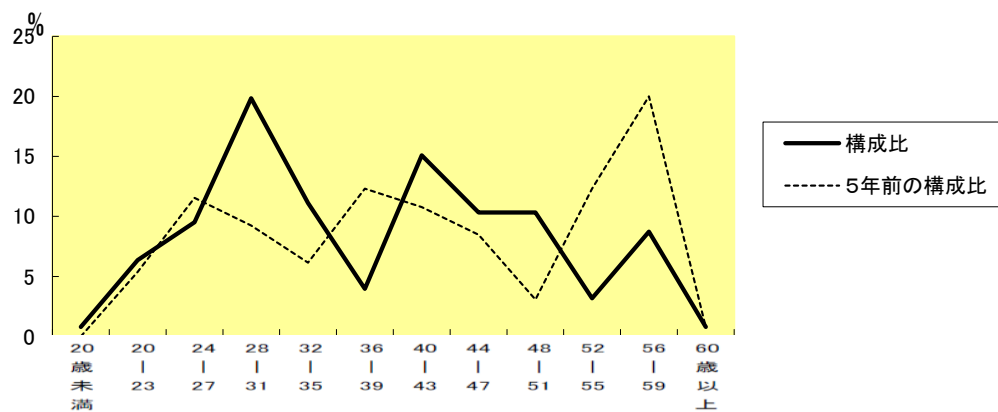
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	戸籍等窓口事務の充実による増、派遣職員の増 課の統廃合による減 嘱託員の退職に伴う補充 育児休業復帰職員の異動による減
		総務企画	39	37	2	
		税 務	11	12	△ 1	
		民 生	19	18	1	
		衛 生	11	12	△ 1	
		農林水産	3	3	0	
		商 工	1	1	0	
	土 木	11	10	1	空き家対策事業等事務事業の増による増	
	小 計	98	96	2	<参考>人口1万人当たりの職員数43.51人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.00人)	
	教 育	15	17	△ 2	歴史未来館の建て替え事務終了による減 臨時雇用職員配置による減	
小 計	113	113	0	<参考>人口1万人当たりの職員数50.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.41人)		
公営企業等	水 道	2	2	0		
	下 水 道	5	5	0		
	そ の 他	6	6	0		
	小 計	13	13	0		
合 計		126	126	0		
		[147]	[147]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	12人	25人	14人	5人	19人	13人	13人	4人	11人	1人	126人

(3) 職員数の推移

単位：人（%）

部門	区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	99	100	96	97	96	98	▲1 (▲1.0)
教育	職員数	17	18	19	17	17	15	▲2 (▲11.8)
公営企業等会計	職員数	14	14	14	14	13	13	▲1 (▲7.1)
計	職員数	130	132	129	128	126	126	▲4 (▲3.1)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 平成26年度総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
27年度	208,550	29,807	12,036	5.8	7.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	2	6,011	827	2,295	9,133	4,567	6,190

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠松町	27.0歳	208,450円	313,747円
市町村平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笠松町(水道事業)		市町村(政令指定都市を除く)平均	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,148 千円		1,464 千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	— 月分	— 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
管理職加算	39,600円～58,100円	管理職加算	—
役職加算	5%～15%	役職加算	—%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

笠松町(水道事業)			市町村(政令指定都市を除く)平均		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	15,855千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	368 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	184 千円
支給実績(平成26年度決算)	410 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	205 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		372 千円	372,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ		86 千円	86,300 円
管理職手当	5級以上の管理職員に対して 役職に応じて支給	異なる	支給される額	0 千円	0 円